平成２８年（再ロ）第７号

川崎市多摩区東三田３丁目10番１―726号

再生債務者　中村信一郎

1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年１月19日まで

4　一般異議申述期間　平成29年２月２日から平成29年２月16日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（再ロ）第２号

富山県砺波市新栄町５番地39　市営住宅新栄町団地１号棟132号室

再生債務者　奥野　道則

1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年１月19日まで

4　一般異議申述期間　平成29年２月２日から平成29年２月16日まで

富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（再ロ）第２号

群馬県前橋市城東町１丁目29番地１

再生債務者　長倉　啓一

1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年１月20日まで

4　一般異議申述期間　平成29年２月３日から平成29年２月24日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（再ロ）第３号

群馬県前橋市城東町１丁目29番地１

再生債務者　長倉美由紀

1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年１月20日まで

4　一般異議申述期間　平成29年２月３日から平成29年２月24日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第５号

神奈川県高座郡寒川町倉見372番地８

再生債務者　柴田富士子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年12月16日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年１月12日まで

平成28年12月22日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再ロ）第１号

滋賀県長浜市十里町265番地13

再生債務者　福宮　　徹

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年12月21日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年１月26日まで

平成28年12月22日

大津地方裁判所長浜支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第１号

愛媛県今治市吉海町仁江1054番地

再生債務者　渡邉　百合

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年12月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年12月22日　松山地方裁判所今治支部

平成２８年（再ロ）第４号

北海道旭川市春光台２条４丁目６番６号

再生債務者　藤原　邦彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年12月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年12月21日　　旭川地方裁判所民事部

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

両法人の理事会及び評議員会の議決は、甲は平成二十八年十二月五日に、乙は平成二十八年十二月六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年一月六日

北海道小樽市赤岩二丁目六六番七

（甲）社会福祉法人ノマド福祉会

理事長　田尻　稲雄

札幌市南区藤野四条四丁目二〇番三〇号

（乙）社会福祉法人北志会

理事長　田尻　稲雄

合併公告

左記会社は合併して、新設する株式会社アベプラン（住所宮城県黒川郡大郷町川内長福寺山一〇九番地一）に権利義務全部を承継させて甲と乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）、（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年一月六日

宮城県仙台市泉区黒松二丁目一九―七一一〇三号

（甲）有限会社コみて

代表取締役　熊谷　光廉

宮城県宮城郡七ヶ浜町境山二丁目一一番一〇号二〇三

（乙）有限会社エスエスティエフ

取締役　熊谷　光廉

合併公告

左記会社は平成二十九年四月一日を効力発生日として合併し、甲は乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.mrc.co.jp/

（乙）http://www.m-kagaku.co.jp/investor/index.htm

（丙）http://www.mpi.co.jp/corporate/ir/densikoukoku.html

平成二十九年一月六日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

（甲）三菱レイヨン株式会社

代表取締役　越智　仁

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

（乙）三菱化学株式会社

代表取締役　石塚　博昭

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

（丙）三菱樹脂株式会社

代表取締役　姥貝　卓美

平成二十九年一月六日

北海道小樽市赤岩二丁目六六番七

（甲）社会福祉法人ノマド福祉会

理事長　田尻　稲雄

札幌市南区藤野四条四丁目二〇番三〇号

（乙）社会福祉法人北志会

理事長　田尻　北志

合併公告

左記会社は合併して、新設する株式会社アベプラン（住所宮城県黒川郡大郷町川内長福寺山一〇九番地一）に権利義務全部を承継させて甲と乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）、（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年一月六日

宮城県仙台市泉区黒松二丁目一九―七一一〇三号

（甲）有限会社コみて

代表取締役　熊谷　光廉

宮城県宮城郡七ヶ浜町境山二丁目一一番一〇号二〇三

（乙）有限会社エスエスティエフ

取締役　熊谷　光廉

合併公告

左記会社は平成二十九年四月一日を効力発生日として合併し、甲はＡＢＣ及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十一月二十八日

掲載頁　五十七頁（号外第二六二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十月四日

掲載頁　六十四頁（号外第二二九号）

（丙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年一月六日

山梨県北杜市小淵沢町一〇〇四五番地一

（甲）株式会社ＡＯＢ滝口鋲社

代表取締役　滝口友樹哉

山梨県北杜市小淵沢町一五七五番地

（乙）株式会社女神の森イベントリンクス

代表取締役　滝口友樹哉

山梨県北杜市小淵沢町一五七五番地

（丙）有限会社風林火山

取締役　滝口　征男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十九年一月六日

新潟市中央区一番堀通町三番地一〇

（甲）株式会社福田組

代表取締役　太田　豊彦

新潟市中央区一番堀通町三番地一〇

（乙）合同会社ＡＫＳアセット

代表社員　株式会社福田組

職務執行者　福田　勝之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十一月二十八日

掲載頁　五十七頁（号外第二六二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十月四日

掲載頁　六十四頁（号外第二二九号）

（丙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年一月六日

山梨県北杜市小淵沢町一〇〇四五番地一

（甲）株式会社ＡＯＢ滝口鋲社

代表取締役　滝口友樹哉

山梨県北杜市小淵沢町一五七五番地

（乙）株式会社女神の森イベントリンクス

代表取締役　滝口友樹哉

山梨県北杜市小淵沢町一五七五番地

（丙）有限会社風林火山

取締役　滝口　征男